## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第１２３号**

奈良県橿原市土橋町150番地の７

債務者　當麻　元美

1　決定年月日時　平成26年７月30日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第１５６号**

奈良県高市郡明日香村大字東山162番地、前住所奈良県桜井市大字慈恩寺1000番地の170

債務者　山口　明伸

1　決定年月日時　平成26年７月30日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第１５８号**

奈良県北葛城郡上牧町友が丘１丁目１番地４

債務者　桑田美奈子

1　決定年月日時　平成26年７月30日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第１６１号**

奈良県香芝市穴虫191番地　ローレルⅡＤ201号、前住所大阪府南河内郡太子町大字春日1206番地１　Ｂ―102号

債務者　大西美代子

1　決定年月日時　平成26年７月30日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第２２３８号**

大阪市淀川区木川東４丁目９番27―706号、前住所神戸市垂水区桃山台３丁目11番地の12

債務者　田村未知人

1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２４３８号**

大阪府門真市元町５番５号

債務者　とんかつぱんやこと　黒田　明志（旧姓横山）

1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２５５０号**

大阪市中央区島之内１丁目13番３―902号、前住所兵庫県小野市育ケ丘町1475番地の524

債務者　中原　嘉弘

1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２６２７号**

大阪市東淀川区淡路１丁目25番19号　チェリーハイツⅡ101号

債務者　松井　啓子

1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２６７１号**

大阪市生野区巽北３丁目13番25―806号、前住所大阪市東成区大今里南１丁目14番３―704号

債務者　関西建装こと　寺田　益成

1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２６８６号**

大阪市淀川区木川西２丁目18番13号　サンモール木川403号

債務者　蛯原　　肇

1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２７１１号**

大阪府三島郡島本町山崎２丁目１番８―803号

債務者　原田　義仁

1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２７４３号**

大阪市淀川区三国本町１丁目16番27―911号

債務者　井原　直栄

1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２９３３号**

大阪市東住吉区杭全２丁目２番２号レジデンスヨシダⅡ502号

債務者　横山　正美

1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３０６８号**

大阪府枚方市三栗２丁目10番11―306号

債務者　今村　　幸

1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３１８１号**

大阪府高槻市芥川町３丁目12番22―313号、前住所大阪府高槻市別所本町50番１―1403号

債務者　髙木　秀人

1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３１８３号**

大阪府豊中市向丘３丁目14番10号

債務者　住本早予子

1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部